

富士市監査委員公表第2号

富士市監査基準第30条第1項の規定により、監査対象機関の長等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年7月14日

富士市監査委員 高 橋 富 晴

富士市監査委員 金 子 宏 一

富士市監査委員 山 下 いづみ

1 対象の監査等

例月現金出納検査（令和6年度10月分）

2 措置方針の通知年月日

令和6年12月20日

3 措置を講じた組織

中央病院 事務部 病院経営課

4 処置結果

事務処理を誤ったことによって、412品目51,971,167円の薬品が出庫未処理となっていた。これにより、合計残高試算表における貯蔵品－薬品の借方残高(在庫)が過大になるとともに、医業費用－材料費の借方残高(費用)が過少に計上されていた。

なお、9月末における薬品の借方残高は120,190,832円であったが、この半分近くが出庫未処理であったと考えられ、実際の在庫が存在していないものだった。

出庫未処理についてはいずれも人的ミスが原因であるが、出庫状況を電子カルテシステムと照合するなどして再発防止を徹底する必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

富士市立病院組織規則第7条第3号では、診療技術部薬剤科の所掌業務として、「薬品の管理及び受払いを行うこと」と規定されています。

日々の薬品の管理については、管理の不徹底が病院経営に多大な影響を及ぼすことを十分に理解した上で、以下のとおり見直しを行い、薬剤科職員の全員が、日常の出庫処理を徹底し、出庫未処理や過剰在庫を早期に発見するなど、適切な在庫管理を行っていきます。

- ①薬品保管棚の目につくスペースに「必ずバーコードリーダーで出庫処理！」と注意喚起のステッカーを貼る
- ②バーコードリーダーの円滑な利用のため設置場所を見直し、令和6年度中に台数を増設する。
- ③毎月末に主要な薬品のたな卸しを行い、出庫状況を電子カルテシステムと照合するなど再発防止を行う。
- ④医薬品管理システム操作ミスを防ぐため、薬剤科専用の「たな卸マニュアル」を作成し、システム操作については、一人の職員に依存せず、複数の職員でチェックや対応できる体制を構築する。

1 対象の監査等

定期監査（令和6年度第1回）

2 措置方針の通知年月日

令和7年1月20日

3 措置を講じた組織

市民部 まちづくり課

4 処置結果

一部の委託料において契約を締結せずに、業務を履行させているものがあったので、適切な事務処理をする必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

○契約書の重要性の認識

業務K Y Tを実施し、話し合いや情報共有を通じて、契約書の法的効力や、双方の権利・義務を明確にする重要性を課内で確認します。

○チェックリストの作成

本件含め契約行為が伴う業務の進捗状況が見える化（リスト化）し、担当職員だけでなく、課として契約までの状況把握を行います。

また、契約を締結した後は、業務の進捗状況を定期的に確認し、契約内容に沿った履行がなされているかをチェックします。

これらの改善策を実施し、今後の適切な業務履行に努めます。

1 対象の監査等

定期監査（令和 6 年度第 1 回）

2 措置方針の通知年月日

令和 7 年 1 月 20 日

3 措置を講じた組織

教育委員会 教育総務課

4 処置結果

一部の修繕料において、入札を避けるため、一つの業務に対して請書等を 2 つ提出させ、業務を 2 回実施した形としていた。また、一部の工事請負費において、予定価格を 130 万円未満にして随意契約を締結するなど、契約を恣意的に分割しているものが見受けられた。契約を分割せずに、適切な事務を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

修繕料において、予定価格が 130 万円を超える建築物等の修繕の場合は確実に入札による契約を締結できるよう、予算執行時までには執行計画の作成を徹底します。なお、学校ごとの担当者以外も随時、執行計画及び適切な状況確認をしていくため、一元管理とした予算照査簿への執行予定額の入力を開始しました。

工事請負費においては、予定価格が 130 万円以上の場合は施工体制として、技術職員の検査員及び監督員として 2 名（主任 1 名、担当 1 名）が必要ですが、当課の現体制では条件を満たせないため、施設保全課への施工依頼を徹底します。

また、当課でも適切な施工ができるように、行政経営課及び人事課へ技術職員の配置を要望しています。

1 対象の監査等

定期監査（令和6年度第1回）

2 措置方針の通知年月日

令和7年1月22日

3 措置を講じた組織

保健部 看護専門学校

4 処置結果

一部の委託料において契約を締結せずに、業務を履行させ、検査復命まで終了しているものがあった。適切な事務処理をする必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

委託業務において契約は、業務履行前に速やかに締結するよう徹底し、適切な事務処理をしていきます。

契約書は、業務内容、報酬、期間、責任範囲などを明確にし、双方の合意を確認する重要な手段であるため、業務開始前に作成し、担当内で委託業務の契約情報を確認し共有します。

変更契約が見込まれる等、契約内容が委託開始時に未確定な部分がある場合でも、予定内容に基づき契約を締結し、契約内容が確定次第、変更契約を行います。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和6年度補助金等交付団体監査）

2 措置方針の通知年月日

令和7年2月7日

3 措置を講じた組織

教育委員会 学校教育課（補助金等交付団体：富士市中学校体育連盟）

4 処置結果

補助金交付要領では富士市中学校総合体育大会開催に要する事業費のみを補助対象経費としているが、実際は富士市中学校体育連盟の事務費を含めて補助金が交付されていた。市の補助金は何を対象として交付するのか、補助金交付要領の見直しを含めて適正な執行を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

富士市中学校体育連盟の事務費の中にも補助対象経費となる事業費が含まれているため、富士市中学校体育連盟決算書の内容と補助対象経費の整合性が取れるように、補助金交付要領の（交付の対象）第2条「補助金の交付の対象となる経費は、富士市中学校総合体育大会開催の運営に要する事業費とする。」を「補助金の交付の対象となる経費は、富士市中学校総合体育大会開催の運営に要する事業費及び事務費（県負担金を除く）とする。」のような要領改正を行う予定です。

1 対象の監査等

定期監査（令和 6 年度第 2 回）

2 措置方針の通知年月日

令和 7 年 4 月 22 日

3 措置を講じた組織

産業交流部 農政課

4 処置結果

一部の工事請負費において、予定価格を 130 万円未満にして随意契約を締結するなど、契約を恣意的に分割しているものが見受けられた。契約を分割せずに適切な事務を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

本監査結果につきましては、管理用道路整備工事と水路浚渫工事を、隣接する別発注工事として、同一業者に発注したものであります。原因としましては、工事発注業務に係る業者選定において、十分なチェックが行えていなかったことや、現地調査不足による予定価格の設定ミスがあったためであります。今後、再発防止に向け、工事発注時における事務手続きの再確認を行い、担当打合せの中での発注業務に関する勉強会を実施します。

さらに、担当者間の情報共有や、主幹、統括主幹によるクロスチェックを徹底するなどチェック体制の強化を図り、より一層、予算の適正な執行に努めてまいります。

1 対象の監査等

定期監査（令和6年度第2回）

2 措置方針の通知年月日

令和7年4月22日

3 措置を講じた組織

産業交流部 林政課

4 処置結果

一部の工事請負費において、工程表から考慮すると一括して発注することが可能なものを分割して発注しているものが見受けられた。契約を分割せずに、適切な事務を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

今回の事案につきましては、隣接する林道工事を、同時期に別発注工事として、同一業者に発注したものです。これは、発注時における業者選定や発注方法の確認等についてのチェックが十分に行えていなかったことが原因と分析しております。

今後の改善策としましては、再発防止に向けて、発注時に担当者、主幹、統括主幹による複数回のチェックを徹底するとともに、課内会議においても、発注業務のルールや注意事項について再確認し、情報共有したところです。

今後も、より一層、予算の適正な執行に努めてまいります。

1 対象の監査等

定期監査（令和6年度第2回）

2 措置方針の通知年月日

令和7年4月25日

3 措置を講じた組織

産業交流部 交流観光課

4 処置結果

一部の委託料において、契約を締結せずに業務を履行させ、業務完了後に実績に基づいて契約書や仕様書を作成しているものがあった。適切な事務処理を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

本監査結果につきましては、一部の委託契約を、業務実施後、実績に基づき別途契約したことによるものであります。本来であれば業務履行前に契約を締結し、実績に基づき変更契約をすべきでありましたが、業務の発注方法について、担当者の認識不足により、正しい事務処理が行われなかったこと、また、複数人での確認をしていなかったことが原因と分析しております。

再発防止に向けましては、発注方法について担当者、統括主幹による複数人での確認を徹底するとともに、課内会議において、発注業務のルールや注意事項について再度確認を行いました。

今後も、より一層、予算の適正な執行に努めてまいります。

1 対象の監査等

定期監査（令和6年度第2回）

2 措置方針の通知年月日

令和7年5月1日

3 措置を講じた組織

こども未来部 保育幼稚園課

4 処置結果

一部の工事請負費において、契約を分割しているものが見受けられた。当初の予算段階から予定されていた工事であるため、計画性をもって発注や契約の仕方、予算の進行管理を行う必要がある。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

今回の事案につきましては、同一園における複数の部屋の空調機更新工事を同時期に別発注工事として同一業者に発注したものです。これは、予定していた部屋又は別の部屋の空調機が故障し、園児の健康管理上、直ちに取替を行う必要がある状況において、施工業者の機器の仕入れに一定の期間を要することから、都度発注をしたためであります。発注方法の確認等についてのチェックが十分に行えておりませんでした。

今後は、空調機の老朽度に基づき年間の更新計画を立てて執行することを基本とし、突発的な故障が発生した際にも、工事発注業務のルール遵守の再確認、複数の職員によるチェックの徹底を通じ、より一層、予算の適正な執行に努めてまいります。

1 対象の監査等

財政援助団体等監査（令和 6 年度指定管理者監査）

2 措置方針の通知年月日

令和 7 年 6 月 10 日

3 措置を講じた組織

福祉部 福祉総務課（指定管理者：社会福祉法人 富士市社会福祉協議会）

4 処置結果

基本協定書第 32 条において、不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は免れた費用分を指定管理料から減額することができるとしており、この条項に基づき、令和 5 年度のバス借上料を 2 月に 200 万円減額していた。しかし、最終的な実績ではさらに 17 万円分がバス借上料の未実施分として残っており、これを精算せずに業務を完了していた。

実績が明確になるものについては年度末に精算する必要がある。また、過年度のバス借上料未精算金については施設所管課と指定管理者で取扱いを協議されたい。

5 処置区分

「注意」

6 措置方針

最終的に未実施となったバス借上料についても精算に関する協議を行うべきところでありましたが、施設所管課では富士市社会福祉センター指定管理仕様書に基づき、指定管理者から余剰金返納の提案があったと解釈し取扱ったことが、年度末に協議を行わずに業務を完了した原因と分析しております。

今回の処置結果に基づき、過年度のバス借上料未精算金について施設所管課と指定管理者で取扱いを改めて協議した結果、令和 5 年 5 月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが変更となりセンターが通常開館となるなど、令和 5 年度予算見込が判断しにくい中、指定管理者は意欲的に事業に取り組むため、バス借上料予算を市の積算より多く見込んでいたこと、令和 5 年度社会福祉センター全体収支決算額が赤字であったことなどを総合的に鑑み、指定管理者が業務を実施できなかったことにより免れた費用分として十分な減額がされたことを双方で確認しました。

再発防止に向けましては、今後、指定管理者が業務の一部を実施できなかった場合は、原因が基本協定書第 32 条によるものかどうかを慎重に精査し、基本協定書第 32 条に基づき変更協定書を取り交わすもののうち実績が明確になるものについては、年度末に精算を行うことを双方で確認し協議を行ってまいります。

今後、基本協定に基づく適正な取扱いを徹底するとともに、協定内容が現在の指定管理業務状況等に対応したものであるかの確認を定期的に行い必要に応じ見直しを図るなどし、より一層、指定管理料の適正な執行に努めてまいります。